

平成 14 年 10 月

金 融 庁

金融機関組織再編特措法

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

目的

金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、金融機関等の組織再編成を円滑化するための特別措置を講ずることとする。

支援措置の内容

1 手続きの簡素化

- (1) 根抵当権の譲渡に係る特例
個別の承諾 公告等
- (2) 優先出資の発行限度に係る特例
普通出資の口数の 2 分の 1 まで 普通出資の口数まで
- (3) 信金等の持分の消却に係る特例
脱退する会員の持分を消却することができるものとする。
- (4) その他の特例措置（信金、信組等について銀行並に簡素化する）
簡易合併等
債権者異議の催告の特例

2 資本増強

- (1) 預金保険機構による資本増強
合併等により低下した自己資本比率を回復するために必要な金額について、優先株式等により資本増強。
- (2) 信金中金等（協同組織中央金融機関）を通じた支援
信金中金等が会員の信金等から引受けた優先出資等を信託

等した場合に信託受益権等を買収することで間接的に支援。

(注) 預金保険機構に新勘定を設け、その借入れに政府保証(1兆円を予算要求中)を付することができるものとする。

3 預金保険の保険基準額に係る経過措置

合併、営業(事業)の全部譲渡を行った場合、1年間に限り預金保険の保険基準額は、「1000万円×合併等を行った金融機関の数」とする。

経営基盤強化計画

支援措置を受けるにあたり、合併等を行う金融機関等は、収益性の向上等について記載した経営基盤強化計画(計画期間5年間)を提出し、主務大臣の認定を受けることができる。(平成20年3月31日までに提出)

主務大臣は、当該計画が円滑かつ確実に実施される等の要件に適合すると認めるときは、認定を行う。

計画内容は公表し、履行状況をフォロー、監督する。

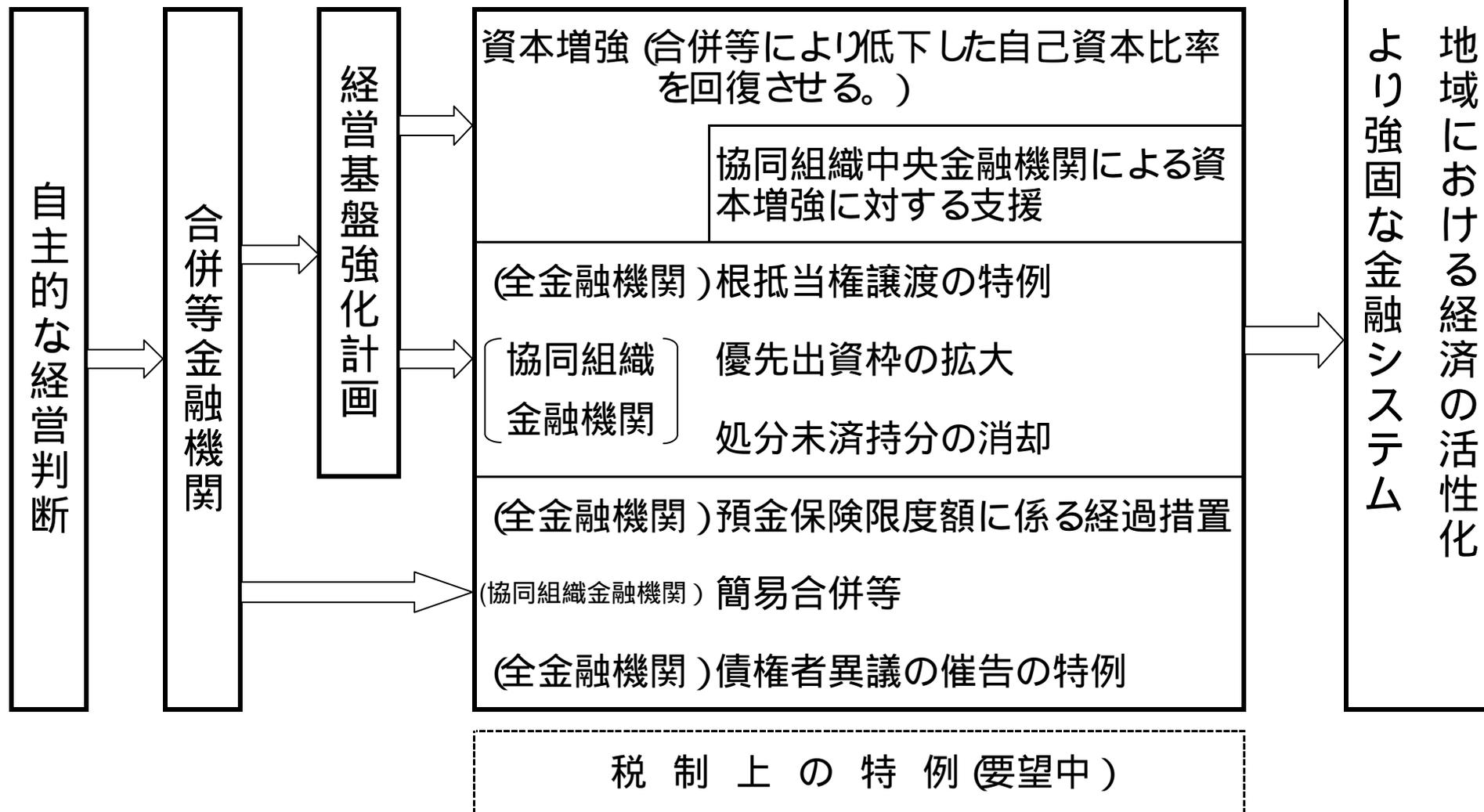
施行日

この法律は、金融機関等ができる限り早く合併等の準備に入れるよう平成15年1月1日より施行するものとし、合併の日から適用される預金保険の保険基準額に係る経過措置、預金保険機構による資本増強等については、平成15年4月1日より施行するものとする。

(以上)

金融機関等組織再編成特別措置法

支援措置 (障壁の除去)



金融機関組織再編特措法

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

金融機関等が、自主的な経営判断により合併等の組織再編成を選択する場合に、手続の簡素化、資本増強等の特例措置を設けることを内容とする。

1. 概要

金融機関等¹が合併等の組織再編成（合併、会社分割、持株会社化、営業・事業譲渡、子会社化・関連会社化）を行う場合、経営基盤強化計画を提出し、主務大臣の認定を受けることにより、合併等にかかる手続の簡素化、預金保険機構による資本増強等の特例措置を受けることができるものとする。

2. 経営基盤強化計画

合併等の組織再編成を実施する金融機関等は、収益性の向上等について記載した経営基盤強化計画を提出し、主務大臣の認定を受けることができる。（平成 20 年 3 月 31 日までに提出）

主務大臣は、当該計画が円滑かつ確実に実施されると認められる等の要件に適合すると認めるときは、認定をした上で計画内容を公表する。認定を受けた計画の履行状況についてフォローアップを行なう。

3. 特別措置

3 - 1 手続きの簡素化

3 - 1 - 1 根抵当権の譲渡に係る特例

金融機関等が、経営基盤強化計画に従い、営業（事業）の全部又は一部の譲渡により根抵当権を被担保債権とともに譲渡する場合には、（根抵当権設定者に個別に承諾を求める現行制度に代えて）異議ある根抵当権設定者が異議を述べるべき旨を公告又は催告することができる。

3 - 1 - 2 優先出資の発行限度に係る特例

協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫）が、経営基盤強化計画に従い、優先出資を発行する場合において、優先出資の総口数は、（普通出資の総口数の 2 分の 1 以内とする現行制度に代えて）普通出資の総口数以内とすることができる。

3 - 1 - 3 信用金庫等の持分の消却に係る特例

¹ 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社。

信用金庫及び労働金庫が、経営基盤強化計画に従って合併等を行う場合に、総会の議決を経て、脱退する会員の持分を消却することができる。

3 - 1 - 4 その他の特例措置

簡易合併等

協同組織金融機関が合併等をする場合、消滅金融機関の総会員（組合員）の数が存続金融機関の総会員（組合員）の数の 20 分の 1 を超えない等の要件に該当する場合には、存続金融機関の総会の議決を不要とする。（商法における簡易合併等と同様）

債権者異議の催告の特例

合併及び営業（事業）の全部譲渡において、官報及び日刊新聞紙で公告を行うときは、債権者に対する個別の催告は不要とする。（商法における合併と同様）

3 - 2 預金保険機構による資本増強

3 - 2 - 1 預金保険機構の業務の特例

預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等が発行する優先株式等について、合併等により低下した自己資本比率を合併等の前の水準まで回復するために必要な金額を限度として、引受等を行うことができる。

3 - 2 - 2 協同組織中央金融機関に関する業務の特例

預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、協同組織中央金融機関（信金中金、全信組連、労金連）が会員である協同組織金融機関から引受けた優先出資等を信託した場合に、その信託受益権等を買収することができる。

（注）預金保険機構に新勘定を設け、その借入れに政府保証を付することができるものとする。

3 - 3 預金保険の保険基準額に係る経過措置

合併又は営業（事業）の全部譲渡の後 1 年間に限り、合併等の後の金融機関における預金保険の保険基準額（保険金の最高限度額）は、合併等の前における金融機関の数に応じて政令で定める金額とする。

4 . 施行日

この法律は、金融機関等ができる限り早く合併等の準備に入れるよう、平成 15 年 1 月 1 日より施行するものとする。合併の日より適用される預金保険の保険基準額に係る経過措置、預金保険機構による資本増強については、平成 15 年 4 月 1 日より施行するものとする。

（以上）